資治通鑑卷八十二晉紀四

はじめに

を模索するためのサンプルとして作ったものです。 本文書は、 XHMFX で花園明朝フォントを使って縦書きをする方法

二(晉紀四)のデータ起こしです。 いる『続国訳漢文大成經子史部第五卷』 *1 本文書の内容は、国立国会図書館デジタルコレクションで公開されて のうち、 『資治通鑑』卷八十

す。 原注 とは区別した形式で、私的な備忘録 *3 が個人的に作成したもの)やリンクを挿入した箇所があります。 ただし、 注番号は元の番号と異なります。 改行などの体裁は変更しています。また、テスト用に図(私 を注として追加していま さらに、

でお気軽に御連絡ください。 お気づきの点やその他のコメントなどは、 @pi__yo__ko #

^{*} インターネット公開(保護期間満了)コンテンツです。

^{**} 原注はこの形式です。

私的な備忘録はこの形式です。

世祖武皇帝下世祖武皇帝下

二八九年・三匹

太康十年 、夏四月、太廟成る。乙巳 、給祭 す。大赦す。たいかうじふねん #1 なっしぐわっ たいべうな いっし *2 かふさい #3 でいしゃ

鮮卑の都督に拜す。應、せんびととくはいいくわい て入る。人、其の故を問ふ。廆日はく、 て門に到る。龕、兵を嚴して以て之を見る。 廆 乃ち 改めて戎衣を服しゅん いた かん くい げん もつ これ み くわいすなは あらた じうい ふく 慕容廆、使を遣はし・降らんと請ふ。五月 、 詔 ょょうくわい っかひ っか くだ こ ご ぐやっ きことのり 何龕に謁見す。士大夫の禮を以て、巾衣 #5かかん えつけん したいふ れい もつ きんい #5 して、廆を

『主人、禮を以て客を待たず。客、何をか爲さんや』しゅじん、れい、もつ、かく、ま、、かく、なに、な

段氏、方に彊く、數さ廆を侵掠す。廆、辭を卑くし幣を厚くして以だれし、まさ、つよ、しばしばくわい、しんりやく、、くわい、じ、ひく、、へい、あつ、 もつ と。龕、之を聞き、 甚 だ慙ぢ "、深く之を敬異す。時に鮮卑の宇文氏・かん これ き はなば は #6、ふか これ けいい とき せんぴ うぶんし

^{#1} 西紀二八九年なり。

日・乙巳は、二八九年五月十七日。 *2 太康十年四月は、二八九年五月七日から二八九年六月五日まで。太康十年四月十一

祖に合食する也。 *3 大合祭なり。毀廟の主を、太祖に陳し、未だ廟を毀たざるの主をも、皆、升して太

^{*4} 太康十年五月は、二八九年六月六日から七月四日まで。

四夷の客を見る、未だ過と爲さざるなり。 胡三省曰はく、降を受くるは敵を受くるが如くし。邊に居るの帥、兵を嚴して以て 魏晉間、士大夫、尊貴に謁見するに、巾褠を著するを以て禮と爲す。褠は單衣なり。 何ぞ必ずしも以て慙と爲さんやと。

廆、遼東の僻遠なるを以て、徙りて徒河 の青山に居る。 くわい れうとう へきゑん もっ うっ と か #2 せいざん を

冬十月 、明堂及び南郊の五帝の 位を復す。 sublactor who was the work of the work of

り、 之を賀する者有り。 勗 曰はく、 善く人主の意を伺ふ。是を以て能く其の寵を固くす。久しく中書に在ょ じんしゅ い うかが これ もつ よ そ ちょう かた ひさ ちうしょ ぁ 十一月丙辰 *5、尚書令濟北の成侯荀勗・卒す。勗、才思有り、じふいちぐわつへいしん *5 しゃうしょれいせいほく せいこうじゅんきょく しゅつ きょく さいしゅ 専ら機事を管る。尚書に遷るに及びて、甚だ罔悵 たり。人、もつば きじ っかさど しゃうしょ うつ およ はなは まうちゃう #6 ひと

『我が鳳皇池を奪ふ。諸君何ぞ賀するや』
や「ほうわうち」うば しょくんなん が

爲^なし、 忌, 爲^なし、 之を排出す。甲申 * 7、亮を以て侍中・大司馬・假黄鉞大都督とこれ はいする かふじん * 7、 りゃう もつ じょう たいしば かくわうゑうたいととく 意を聲色に極め、遂に・疾を成すに至る。楊駿、汝南王亮をい せいしょく きは っひ やまひ な いた やうしゅん じょなんわうりゃう 豫州の諸軍事を督し、許昌に治せしめ、南陽王東を徙して秦王とょしう」しょぐんじ、とく、 きょしゃう ち なんゃうわうかん うつ しんわう 關中の諸軍事を都督せしめ、始平王瑋を楚王と爲し、荆州の諸軍くわんちう しょぐんじ ととく しへいわうる そわう な けいしう しょぐん

慕容氏・段氏、遂に婚姻の國と爲る。

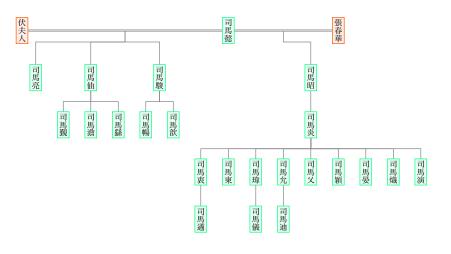
^{*3} 太康十年十月は、二八九年十月三十一日から二八九年十一月二十九日まで。 縣の名。故城は今の奉天省遼瀋道錦縣の西北にあり、青山はその地の山の名なり。

明堂・南郊より五帝の座を除くこと、七十九卷泰始二年に見ゆ。

日・丙辰なら二八九年十一月二十四日。 *5 太康十年十一月に丙辰が見当たらないような……。ちなみに太康十年十月二十五

[。]志を失ひ恨望する貌。

大康十年十一月二十三日・甲申は、二八九年十二月二十二日。



王と爲し、皇孫遹を廣陵王と爲す。又、淮南王の子迪を封じて漢王とやう な くわうそんいつ くわうりょうわう な また わいなんわう こてき ほう かんわう 爲し、頴を成都王と爲し、晏を吳王と爲し、熾を豫章王と爲し、演を代な えい せいとわう な あん ごわう な し よしゃうわう な えん だい 事を都督せしめ、濮陽王允を淮南王と爲し、揚江二州の諸軍事を都督じ、ととく ぼくやうわういん わいなんわう な やうかうにしう #1 しよぐんじ ととく を東武公と爲し、繇を東安公と爲す。覲は伷の子なり。」とうぶこう。
ない、えう、とうあんこう。ない、きん、たう、こ 暢の弟 歌を新野公 と爲す。暢は駿の子なり。琅邪王覲の弟 澹 タキッ゚ ホピラピセネ゚ しんゃこう #3 な ちゃう しゅん こ らう やわうきん おどうとたん 爲し、楚王の子儀を毗陵王と爲し、扶風王暢を徙して順陽王と爲し、
な そわら こぎ ひりようわう な ふふうわうちゃう うつ じゅんやうわう な せしめ、並に節を假して。國に之かしむ。皇子父を立てて長沙王とならば、せつ、からないといった。 くれうしかい たっちゅうされう

夜、火を失す。帝、樓に登りて之を望む。遹、年五歲。帝の裾を牽きて闇ょる、ひ、しつ、これ、ろう、のぼ、これ、のぞ、いつ、としごさい、てい、すそ、ひ、、あん 中に入りて日はく、 初め帝、才人 謝玖を以て太子に賜ふ。皇孫遹を生む。宮中、はじ、てい、さいじん#4 しゃきう もつ たいし たま くわうそんいつ う きうちう 嘗 て

『暮夜倉猝なり。 宜しく非常に備ふべし。ょう ひじゃう そな 人主を照見せしむ

と。帝、是に由りて之を奇とす。嘗て羣臣に對し、

可からず』

二の二字は衍ならんか。 惠帝元康元年、 合はせて十郡を割きて江州を置く。此の時未だ江州有らず、 揚州の豫章・鄱陽・廬陵・臨川・南康・建安・晉安、荊州の桂陽・ 疑ふらくは江

軍令を犯す者を殺すを得。 すを得。持節は官位無き人を殺す、若し軍事には使持節と同じ。 晉の制、都督諸軍事に使持節あり、持節あり、假節あり。使持節は二千石以下を殺 假節は惟だ軍事のみに

晉の制、宗室の、郡公に封ぜらるる者は、 制度、 小國の王の如し。

才人・中才人あり、爵、千石以下に 視 ふ。 女官の位、美人に次ぐ。晉の武帝、漢魏の制を采り、 三夫人・九嬪の下に、

『遹、宣帝に似たり』

帝に ひ、太子の母弟柬・瑋・允を以て、分ちて要害 を鎭せしむ。又、楊氏

たいし ぼていかん ね いん もつ わか えうがい #2 ちん また やうし ども適の明慧なるを恃む。故に廢立の心無し。復た王佑 の 謀 タいっ ぬいけい たの ゆゑ はいりふ こころな ま ねういう 舞 はかりごと を以て、命じて高陵王*の傅と爲す。 の偏らんことを恐れ、復た佑を以て北軍中候と爲し、禁兵を典らしむ。

せま

いう もつ ほくぐんちうこう な きんべい っかさど と稱す。故に天下、咸、之に歸仰す。帝、太子の不才なるを知る。然れしよう しゅ てんか みな これ きぎゃう てい たいし ふさい 皇孫遹の爲めに、高く僚佐を選び、散騎常侍劉寔が志行淸素なるくやらそんいつ た たか れうさ えら さんきじゃうじゅうしょく しかうせいそ

ち之を通ずるを得しめ・一官缺くるときは則ち人の讓る所と爲ること
これ、つう 官に除せられ謝章を通ずる者をして・必ず賢を推し能に讓りて・乃くれん ちょ しゃしゃう つう もの かなら けん お のう ゆづ すなは 最も多き者を擇びて之を用ひんことを欲し、以爲はく、
ッラヒ ォロ もの スタ これ もち 是、時俗・進趣を喜み廉 讓 少 きを以て、 しょく じぞく しんしゅ この れんじゃうすくな もっ (嘗テ崇讓論ヲ著シ) 初めて

『人情、爭ふときは則ち己の如かざる所を毀らんと欲し、
にんじやう あらそ すなは おのれ レー ところ そし ほっ 譲るときは則ち競うて己に勝れるを推す。故に世爭ふときゆづ すなは きそ おのれ まさ お ゆゑ ょあらそ の時に當りてや、能く身を退け己を脩むるときは、則ち之とき。また。よいみ、しらぞ、おのれ、をさ は則ち優劣分ち難く、時讓るときは則ち賢智顯れ出づ。此」はいいられつれかいがたいときゆづいまなは、けんちあらは、いこのは、

^{*1} 王濟の弟なり。羊祜と竝に文帝に事ふ、帝これを寵任す。

雍・荆・揚の地をいふ。

直前の段落には「皇孫遹を廣陵王と爲す。」とあるので、どちらかが誤記なので

却行して而も前まんことを求むるがごときなり』
きゃくかう しか すす り。馳騖進趨して、 而も人に讓られんことを欲するは、 猶々 ほ

೬

淮南の相劉頌・上疏して曰はく、

宜しきなり。然れども世を矯め弊を救ふに至りては、 自 らょう しか しか まった へい すく いた おのづか 未だ一旦に 直 縄を以て下を御す可からずと。此れ 誠に時のいま いったん ちょくじょう もつ しも ぎょ べ は、親賢を封建するに若くは莫しと。然れども宜しく ば、其の憂責、猶ほ陛下に在らん。臣聞く、社稷の計を爲すを、すいらせき、なっへいか、あしんき、しゃしよく、けい、な ざらんや。夫の異時をして、大業 或 は安んぜざる有らしめ 迅流を横截せずと雖も、然れども當に漸靡 して往き、稍じんりう ゎうせつ いへど しか まさ ぜんび #1 宜しく漸く清粛に就くべし。譬へば猶ほ舟を行るがごとし。ょう やうや せいしゅく っ に事埶を量るべし。諸侯の・義に率って動く者をして、其のじせい はか しょこう ぎ したが うご もの そ 來、將に三十年ならんとす。凡そ諸の事業、らい、まさ、さんじふねん く趨く所に向ふべし。然る後濟るを得るなり。泰始より以いがもむ」ところ、むか 既往よりも 無から

次第になびき從ふこと。 水の勢に因りて漸靡して舟を行るをいふ。

² 帝、禪を受けて泰始と改元せしより、是に至るまで、二十五年。

末世なり。

非ず。誠に政體宜しく然るべきを以てなり。夫れ事の始に

の まこと せいたいよう しか もっ もっ そ こと はじめ ば、其の 埶、獨り以て爲す有るに足らざらしめよ。其の此 爲す。秦漢已來、九列、事を執り、丞相・都總す。今、尚ないしんかんいらい、きられつ、こと、といしようしゃう、とそう、いま、しゃう を逃るる所無し。古は六卿が、職を分ち、冢宰を師とのが、ところな、いにしへりくけい舞ってしょく ゎゕ ちょうきい し を執り、功罪を成敗の後に論ずれば、則ち羣下、其の誅賞 の未だ善からざる所以なり。人主、誠に能く易 に居り要いま ょ ゅゑん じんしゅ まこと ょ い #2 を えっ に始を造すに精しくして、終を考するに怠る。 りて以て功罪を分つは、 甚 だ・識り易きなり。今、陛下、 ゅっ こうざい ゎゕ ぱなぱ し ゃす いま へいか 居りて以て能否を別つは、 甚 だ・察し難きなり。 成敗に因を しゅ のうひ わか はなば きつ がた せいはい よ 萬事は至衆。人君は至少、天日に同じ。是を以て、聖王の化ばんじ ししう じんくん しせう てんじつ おな ここ もつ せいわう くわ の舊に循ふべし。則ち下固くして上安からん。天下は至大、 無き者は、國隨って以て亡ぶ。今、宜しく漢の敝に反し、周なもの、くにしたが、もつ、ほろ、いま、よろ、かんへい、はん、しらな、もの、くいにはん、しらない。 すれども、而も國祚泯びず。漢の諸侯、罪有り、或は子 深く共に之を籌るべし。周の諸侯、罪有れば、其の身を誅放タボー とも これ はが しっ しょう しょこう っみぁ を齊ふること甚だ難し。陛下、宜しく古今に達するの士と、 要を己に執り、務を下に委ぬ。勞を惡みて逸を好むにメラ ホロロ ヒ 「ーンタ トータ トデ トラ トィン トンワ エの 以て京邑を維帶するに足らしむ可し。若し禍心を包藏せもつ けいいふ ねたい た 此れ政功

つるの類の如し。 齊の哀公を烹て、 而も其の弟靜を立て、 宣王、魯侯伯御を誅して而も孝公を立

<u>"</u>

六卿と爲す、 周禮に、 而して冢宰これを總ぶ。 天官冢宰・ 地官司徒・春官宗伯 夏官司馬・ 秋官司寇・ 冬官司空、 是れを

む。後世、 書・制斷し、諸卿、成を奉ず *1。 爲す。衆事を出して外寺 に付し・之を専らにするを得な しうじ いだ ぐわいじ まっこれ もつば るに在り。遺風をして人心を繋ぎ、餘烈をして幼弱を匡さしぁ あふう じんしん っな よれつ えうじゃく ただ 姦、自然に禽にせらる。夫れ創業の勳は、教を立て制を定むがん、しぜん、とりこ とせずして、必ず凶猾の奏を責む。則ち政を害するの すこと其の中に在り。是を以て、聖王は、碎密の案を善しる。 事の曠しきを懼れ、則ち密網を謹みて以て微罪を羅し、奏じ はな まそ すなは みつまう つつし もつ びざい ら そう をば必ず擧ぐ。蓋し豪彊を畏避するに由る。而して又、職 近世以來、監司 たる者、類ね大綱をば振はずして、
きんせいいらい かんし #4 もの おほむ たいかう ふる て悉く糾すに法を以てせば、則ち朝野、立人 無からん。 ことごと ただ はふ もつ すなは てうや りつじん #3 な ざるなり。夫れ細過謬妄は、人情の必ず有る所なり。而しざるなり。 キー きいくわびうぼう にんじゃう かなら あーところ しか を罪するを得ず。歳終に、事功建たざるも、責むる 所を知らっみ れい まいしう じこうた しめ・尚書は大綱を統領すること・丞相の爲の若くす可しめ・尚書は大綱を統領すること・丞相の爲の若くす可に 歳終に、功を課し簿を校し、 賞 罰せんのみ。斯れ亦可な きいしう こう くわ ぼ かう しゃうばつ 之に憑れば、昏しと雖も猶ほ明かなるがごとく 古制に於て、太だ重しと 微過が

漢の光武以來、 吏事を以て尚書を責め、 事、 臺閣に歸 諸卿は成を奉ずるのみ。

諸卿の官廳。寺は官廳をいふ。

晉書劉頌傳には全人に作る。

^{**} 御史臺の官及び諸州の刺史は皆監司なり。

繁瑣微密。

愚なりと雖も智なるが若し。乃ち尚ぶに足るなり。夫 にんど ち ごと #1 すなば たっと た

太だ過ぐるを傷む。擧らざるを患へず。此れ將來、陛下をははは、すいた、あが、このである。こことであるい、へいか の・官署を脩飾するに至るまで、凡そ諸の作役は、恒に・
くれんしょ しうしょく

勤め、以て憑る所を傷るは、竊に以て過てりと爲す』っと きっょ ところ やぶ ひそか もっ あやま 須たずして自ら能くする所の者なり。今、須たざる所をましてす。 よのでんしょ まんぎん まんしょ ましき ところ もの いましま しころ

と。帝、皆、用ふる能はず。

に歸す。 を好み、心を傾け物に接す。五部の豪桀、幽冀の名儒、 詔 して、劉淵を以て匈奴北部の都尉 と爲す。淵、なことのり りうえん もつ きょうどほくぶ とぬ #2 な えん 多く往きて之 財を輕んじ施

奚軻 #3 の男女十萬口、來り降る。

^{#2} 時に匈奴五部の帥を改めて五部都尉と爲す。

舞種なり。

二九〇年・庚戌

永熙元年 春正月辛酉朔、太熙と改元す。

己巳*4、王渾を以て司徒と爲す。

を遜る。 詔して、瓘の位を太保に進め、公を以て第に就かしむ。のが、 みことのり くわん くらぬ たいはう すす こう まっ ていっ 宣を毀り、武帝に勸めて公主を奪はしむ。 瓘 慚ぢ懼れ、老を告げて 位せん そし ぶてい すす こうしゅ うぼ くわんは おそ らう つ くらぬ 失多し。楊駿、瓘を惡み、之を逐はんと欲す。乃ち黄門と謀り、共にしつおほ やうしゅん くわん にく これ お ほつ すなは くれうもん はか とも 司空侍中尚書令衞瓘の子宣、繁昌公主に尚す。宣、酒を嗜み、過しくうじちうしゃうしょれいゑいくわん こせん はんしゃうこうしゅ しゃう せん さけ たしな くわ

劇陽の康子魏舒・薨ず。

三月甲子。、右光祿大夫石鑒を以て司空と爲す。

[#] 諱は衷、字は正度、武帝の第二子なり。

帝崩じて惠帝立つや、更に改元して永熙といへるなり。

^{*3} 太熙元年一月一日・辛酉は、二九〇年一月二十八日。

^{*4} 太熙元年一月九日・己巳は、二九〇年二月五日。

^{#5} 瓘は、菑陽公に封ぜらる。

[。]太熙元年三月五日・甲子は、二九〇年四月一日。

因つて輒ち私意を以て、要近 を改易し、其の心腹を樹つ。會ゝ帝、小」 すなは しい もつ えうきん #1 かいえき そ しんぷく た たまたまてい すこ 将軍楊駿、獨り疾に禁中に侍す。大臣、皆、左右に在るを得ず。しゃうぐんやうしゅん、ひと やまひ きんちゅう じ だいじん みな さいう ぁ え 疾篤し。未だ顧命有らず。勳舊の臣、多く已に物故す。侍中車騎やまひあつ いま こめいあ くんきう しん おほ すで ぶつこ じょうしゃき

く

『何ぞ便ち爾るを得る』

觀, ڮ しめ、 終に・與へず。會を帝復た迷亂す。皇后、 得て便ち藏め去る。 ぇ țなは をさ さ 時に汝南王亮 、尚ほ未だ發せず。 売を以て駿と同じく 中書監華廙・恐懼し、 、政を輔けしめ、又、朝士の・聞望有る者
まつりごと たす また てうし ぶんぽうあ もの 乃ち中書をして 自ら往きて之を索む。 り詔シ を借りて之を 。 記 a こ と の り を作ら

『駿を以て政を輔けしめん』

傅・都督中外諸軍事・侍中・錄尚書事と爲す。 召し、口づから帝の旨を宣べ、詔・ に對し以て帝に呈す。帝、視て言無し。廙は歆の孫、劭は曾の子なり *4。たい もっ てい てい てい み げんな い きん まご せう そう こ と奏す。帝、之を頷く。夏四月辛丑*3、皇后、華廙及び中書令何劭をしそう てい これ うなづ なつしぐわつしんちう *3 くわうごう くわいおよ ちうしょれいかせう を作らしめ、 韶 成り、后、 ^{みことのりな}こう 駿を以て太尉・太子太

重要親近の官職に在る人。

去年、亮をして出でて豫州を督せしむ。

太熙元年四月十二日・辛丑は、二九〇年五月八日。

華歆は漢魏の間に仕へ、何曾は魏晉の間に仕へ、

遂に汝南王亮を趣して鎭に赴かしむ。帝尋いで小しく間え、つひ じょなんやうりゃう うなが ちん おもむ ていっ すこ い

『汝南王來れりや未だしや』

と問ふ。 左右、 ^{さいう}

『未だ至らず』

人に失はず。 と言ふ。帝遂に困篤 し、己酉 、含章殿 に崩ず。 (年五十五)帝、

后と曰ひ、妃賈氏を立てて皇后と爲す。こう い ひかし た くわうごう な 太子、皇帝の位に即き、大赦し、改元し 、皇后を尊びて皇太 ku l くわうてい くらる っ たいしゃ かいげん #5 くわうごう たつと くわうだい

解す。而るに駿、殿を下らず、虎賁 百人を以て自ら衞る。 楊駿入りて太極殿 に居る。梓宮將に殯せんとし 、六宮出でてやうしゅんい たいきょくでん を しきうまさ ひん

石鑒と中護軍張劭とに詔して、山陵を作るを監せしむ。せきかん ちうご ぐんちゃうせう みことのり さんりょう っく かん

¹ 病危篤となる也。

太熙元年四月二十日・己酉は、二九〇年五月十六日。

蓋し皇后宮中に在り。

器宇度量。

^{***} 太熙を改めて永熙と爲すなり。

前殿なり。

[,]時に梓宮蓋し含章殿より徙りて太極殿に殯するなり。

を求む。 に哭し "1、出でて城外に營し、表して・葬を過ぎて(鎭三)行かんこと。こく #1、 い じゃうぐわい えい へう きっ す 汝南王亮、駿を畏れ、敢へて(宮ニ入リテ)喪に臨まず。大司馬門外じよなんわうりゃう しゅん おそ ぁ

『亮、兵を擧げて駿を討たんと欲す』

り。 ずと爲し、之を保持。す。 亮、 計を廷尉何勗に問ふ。勗曰はく、 と告ぐる者或り。 駿 大いに懼れ、太后に白し、帝をして手詔を爲らしっ ものぁ しゅんおお おそ たいこう まを てい しゅせう っく 石鑒・張劭に與へ、陵兵を帥ゐて亮を討たしむ。劭は駿の甥なせきかん ちゃうせう あた りょうへい ひき りゃう う 即ち所領を帥ゐ、鑒を趣して速かに發せんとす。鑒、以て然らすなは、しょりゃう、ひき、、かん、うなが、、すみや、、はつ、

『今、朝野、皆、心を公に歸す。公、(何ゾ)人を討たずして、いま てうや みな こころ こう き こう 人の討つを思るるや』

從はず。濟、尚書左丞傅咸に謂つて曰く、 の弟濟及び甥河南の尹李斌、皆、駿に勸めて亮を留めしむ。駿いまとらとせいおよ、せいかなん、ゐんりひん、みな、しゆん、すす、、りゃう、とど 亮、敢へて發せず。夜馳せて許昌に赴く。 りゃう ぁ はつ よるは きよしゃう おもむ 乃ち

発るるを得たり。

『家兄、若し大司馬を徴し、身を退けて之を避けば、かけい も たいしば ちょう み しりぞ これ さ 庶幾はくは全うす可からん』 こひねが きった べ 門もんこ

と。咸日はく、

哭せざりしなり。君父の喪を門外に哭するは禮にあらざるなり。 #1 亮は未だ鎮に行かずして、府中に留まり居たりしが、駿を畏れて敢へて宮に入りて

亮が兵を擧げざるを保證して、亮を討つの兵を持して發せざる也。

『宗室・外戚は、相恃みて安と爲す。但だ大司馬を召して還をうしつ ぐわいせき あひたの あん な た たいしば め かへ す無きなり』 らしめ、共に至公を崇びて以て、政を輔けば、 避くるを爲な

と。濟、又、侍中石崇をして、 駿を見て之を言はしむ。

五月辛未*1、武帝を峻陽陵に葬る。 ご ぐわつしんび *1、 ぶてい しゅんやうりょう はうむ

書を與へて曰く、 普く封爵を進め・以て媚を衆に求めんと欲す。 左軍將軍傅祗、駿にぬまね ほうしゃく すす もっ こび しう もと ほっ さぐんしゃうぐんふ し しゅん 楊駿、自ら・素より美望無きを知り、魏の明帝の卽位の故事に依り・やうしゅん、みづか もと びぼうな レー・ぎ めいてい そくる こじょ

『未だ帝王始めて崩じて、臣下、功を論ずる者有らざるなり』いま、ていわうはじ、 ほう しんか こう ろん ものあ

೬ 騎侍郎何攀、共に上奏して以爲はく、*** じらうかはん とも じゃうそう 皆、位一等を增し、喪事に預る者は二等を增し、二千石已上は、 關中侯 に封じ、租調を復すること一年。散騎常侍 石崇・散くれんちうこう #4 ほう そてう ふく いちねん さんきじゃうじ #5 せきしう さんくれんちうこう 駿從はず。祗は嘏の子なり。丙子、認して、中外の羣しゅんしたがにかまれる。

位を東宮に正すこと、二十餘年、今、大業を承く。而しくらね とうきう ただ にじふょねん いま たいげふ う しか

月が入る。 永熙元年五月十三日・辛未は、二九〇年六月七日。なおこの年は、 五月の後に閏五

^{#2} 傅嘏。魏に仕へて嘉平・正元の間に顯る。

^{*3} 永熙元年五月十八日・丙子は、二九〇年六月十二日。

^{**4} 關內侯の下に位す。共に爵名ありて封土なきものなり。

常に侍中に作るべし。

吳を 平 げしの功よりも優るは、輕重稱はず。且つ大晉、世を こ たひら こう まさ けいちうかな か たいしん よ し。若し爵有り必ず進めば、則ち數世の後、公侯に非ざる

も しゃく あ かなら すす すなは すうせい のち こうこう あら トすること 窮 り無し。今の・制を開くこと、當に後に垂るべほく きょ な いま せい ひら まさ のち た て賞を班ち爵を行ふこと、泰始の革命の初め及び諸將がしてす。 やか しゃく おこな たいし かくめい はじ およ しよしゃう

もの莫からん』

と。從はず。

『諒闇行はれざること久し』。今、聖上謙冲にして、政りやうあんおこな 進退の宜しきを思ふべし。 苟くも以て其の忠款を察する有しんたい ょう おも おも いやし もっ そ ちうくわん さっ あ 致せり。況んや聖上の春秋、成王の年に非ざるをや。 ぱん #2 いは せいじゃう しゅんじう せいわう とし あら らば、言豈に多きに在らんや』 竊かに謂ふに、山陵(ノ事)旣に畢らば、明公、當に、審かにひそ おも さんりょう すで をは めいこう まさ っまびら を公に委ぬ。而して天下、以て善と爲さず。懼らくは明公未だこう。は、しか、てんか、もつ、ぜん、な、おそ、のいこういま

೬ 爲さんと欲す。李斌曰はく、 駿從はず。咸數を諫む。駿漸く平かならず。咸を出して郡守としゅんしたが かんしばしばいさ しゅんやうや たひら かん いだ ぐんしゅ

周の成王幼冲にして、周公、政を攝するや、 漢の文帝のとき喪を輕くするの詔有りしより、諒闇三年の制行はれざること久し。 四國流言せり。

泰始二年。皇太子と爲る。時に年九歳。是に至りて三十二歳なり。

『正人を斥逐せば、將に人望を失はんとす』
せいじん せきちく

と。乃ち止む。楊濟、咸に書を遺りて曰はく、

『諺に云はく、

「子を生みて癡ならば、官事を了せん *1」

と。官事は未だ了し易からざるなり。頭を破らんことを想

慮す *2 。故に 具 に白す有り』

と。咸、復書して曰はく、

『衞公、言へる有り、

「酒色、人を殺すこと、直を作すよりも甚だし」

逆め・直を以て禍を致さんことを畏るるは、此れ心正

のらかじ ちょく もっ わざはひ いた と。酒色に坐して死するも、人、悔ゆるを爲さず。而るにしゅしょくしずして

のみ *3 いにしへ 直を以て禍を致す者は、當に枉れるを

ざるふりをなすべきを言ふ。

^{#2} 咸が直言を以て禍を致さんことを慮る也。

特に苟且を以て身を保つの計と爲すのみなるを言ふ。 以て其の身を保つと。 此れ、 世人の直言する能はず、

名聲。

爲さんと欲するに由るべし。故に忿を致すなるのみ。安んな ほっ ょっ よ ぬれ いかり いた

೬

然る後之を行ふ。 禁兵を典らしむ。凡そ詔命有れば、帝・省し訖り、入りて太后に呈し、きんべい っかさど おょ せうめいあ てい せい をは い たいこう てい 廣を以て散騎常侍と爲し、機密を管らしめ、張劭を中護軍と爲し、メネゥ もっ さんきじゃうじ な きみつ っかさど ちゃうせう ちうごぐん な 楊駿、賈后の險悍にして權略多きを以て、之を忌む。故に其の甥段やうしゅん かこう けんかん けんりゃくおほ もっ これ い ゆる そ せいだん

孫楚、駿に謂つて曰はく、 政を爲す、嚴碎專愎なり。 中外多く之を惡む。 馮翊の太守

公さ こう 至ること日無からん』 に萬機に參ぜず、內には猜忌を懷き、外には私昵を樹つ。禍ばんき さん うち さいき いだ そと しぢつ た わざはひ を以て之に處るべし。今、宗室 彊 盛なるに、
もっ これ を いま そうしつきゃうせい 外戚を以て、伊霍 の任に居る。當に至公誠信謙順 (やれいせき もつ いくわく #2 にん を まさ しこうせいしんけんじゅん 而も公、 與に共

と。駿從はず。楚は資の孫なり。

弘訓の少府 蒯欽は、駿の姑の子なり、こうくん せうふ #4 くわいきん しゅん こ こ 數字直言を以て駿を犯しばしばちょくげん もつ しゆん をか

誠慤なる貌。

伊尹・霍光

[・] 孫資。魏の三祖に事へて機密を掌る。

^{*} 景皇后。弘訓宮に居り、少府を置く。

す。他人、皆、之が爲めに懼る。欽曰はく、

『楊文長 "1 は闇しと雖も、猶ほ人の・罪無きを知る。妄りにゃうぶんちゃう "4 くら いへど な ひと こみな し みだ ば、乃ち以て免る可し。然らずんば、之と倶に族せられん』(すなは、もっ、まぬか)べ、しか 殺す可からず。我を疎んずるに過ぎじ。我、疎んぜらるるを得える。べ

کی

受けず。其の友新興の張宣子、怪しみて之を問ふ。彰曰はく、タ ・ ともしんこう #3 ちゃうせんし あゃ これ と しゃうい 匈奴の東部 の人王彰を辟して司馬と爲す。彰、逃避して・きょうど とうぶ #2 ひとわうしゃう へき しば な しゃう たらへき

既に負荷する克はず、遺を受くる者、復た其の人に非ず。天まで、ょか、 あた ね か す もの ま そ ひと あら てん 其の辟に應ぜんや。且つ武帝、社稷の大計を惟はず、嗣子、モーへき、おう て以て之を避くとも、猶ほ 禍 に及ばんことを懼る。奈何ぞもっ これ さ いかん 楊太傅は、小人を昵近し、君子を疎遠し、權を專らにし自 下の亂るること、立ちて待つ可きなり』 っ 恣 にす。敗るること日無からん。吾、海を踰え塞を出で
ほしいまま やぶ ひな ひな われ うみ こ さい い

೬

揚駿。字は文長。

即ち匈奴の左部なり。太原の茲氏縣に居る。

郡の名、今の山西省の西北部の地

室に置き、太子と相見るを聽さず。初め和嶠、嘗て從容として武帝に言しつ、お、、たいし、あひみ、、ゆる、はじ、わけう、かつ、しょうよう 保と爲す。太子の母謝氏を拜して淑媛 と爲す。賈后、常に謝氏を別はう な たいし ははしゃし はい しゅくえん な かこう つね しゃし べつ の太常張華を少傅と爲し、衞將軍楊濟を太保と爲し、尚書和嶠を少たいじやうちゃうくわ せうふ な ここのしゃうぐんやうせい たいはう な しゃうしょ わけう せう 子太師と爲し、衞尉裴楷を少師と爲し、吏部 尚 書王戎を太傅と爲し、前したいし、な、 これのはいかい せうし な こり ぶしゃうしょわうじう たいふ な こきき 秋八月壬午*1、廣陵王遹を立てて皇太子と爲し、中書監何劭を太

のままはちぐやつじんご*1、くわうりょうわういつ た くわうたいし な ちうしよかん かせう たい

つて日はく、

『皇太子、淳古の風有り。而して末世は 偽 多し。恐らくはくわうたいし じゅんこ ふうぁ しか まっせい いつはりおほ おそ

陛下の家事を了せざらん』

武帝・默然たり。後、荀勗等と同じく武帝に侍す。武帝曰はく、ぶてい もくぜん のち じゅんきょくら おな ぶてい じ ぶていい

『太子近ごろ入朝せしが、差長進せり。たいしちかにそう 卿、倶に之に詣り・粗けいともこれいた ほ

ぼ世事に及ぶ可し』

と。既に還り、弱等並に稱す、までから、まちのようによう

『太子、明識雅度、誠に明詔の如し』たいし、めいしきがど、まこと、めいせう ごと

と。嶠曰はく、

断日にく

『聖質、初の如し』

ڮ て入朝す。賈后、帝をして問はしめて曰はく、 武 ぶ て iv 悦ばずして起つ。帝位に即くに及びて、嶠、ょうこ た ていくらる っ およ けっ 太子適に從つ

[『]永熙元年八月二十六日・壬午は、二九〇年十月十六日。

九嬪の一。淑妃・淑媛・淑儀・脩華・脩容・脩儀・婕妤・容華・充華を九嬪と爲す。

頭は けい 昔_{かし} 我を家事を了せじと謂へり。 今 日、 こんにち 定めて如何』

と。嶠曰はく、

『臣、昔、 先帝に事へしとき、曾て斯の言有りき。言の·效あせんてい っか かっ こ げん がう

らざるば、國の福 なり』

೬

冬十月辛酉*1、石鑒を以て太尉と爲し、ふゆじふぐわつしんいう*1、せきかん もっ たいね な 隴西王泰を司空と爲す。りょうせいわうたい しくう な

劉淵を以て建威將軍・匈奴五部の大都督と爲す。 りうえん もつ けんあしゃうぐん きょうどごぶ たいととく な #2。

二九一年・辛亥

元康元年 、春正月乙酉朔、、永平と改元す。ばんかうぐわんねん *3、 はるしゃうぐわついついうさく

を以て孕妾に擲つ。子、刃に隨つて墯つ。武帝大に怒り、金墉城をもつ、ようせふ まげう こ やいば したが お ぶていおほい いか きんようじゃう 初め賈后の・太子妃たるや、嘗て妬を以て手づから數人を殺す。又、戟はじ、かこう たいしひ かっと もって すうにん ころ また げき 將に之を廢せんとす。荀 勗・馮紞・楊珧及び充華・趙粲、共に之まさ これ はい じゅんきょく ふうたん ゃうえうおよ じうくわ てうさん とも これ

^{*1} 永熙元年十月六日・辛酉は、二九〇年十一月二十四日。

満が五部大都督と爲れるは、左國城大單于の權輿なり。

元康と改めたるなり。 #3 西紀二九一年なり。楊駿、 政を執り、永平と改元せしを、 駿誅せられて、 更にこの

永平元年一月一日・乙酉は、二九一年二月十六日。

を營救して日はく、

『賈妃は年少し。妬は婦人の常情なり。 かひ としわか と ふじん じゃうじゃう 長ずるときは

ら當に差ゆべし』

と。楊后日はく、

『賈公閭 は、社稷に大勳有り。妃は親しく其の女なり。かこうりま#1 は、社稷に大勳有り。妃は親しく其の女なり。

又、政事に干預せんと欲すれども、太傅駿に抑へらる。殿中中郎 渤海また せいじ かんよ ほつ ほつ たいふしゅん おさ でんちうちうらう #2 ぼつかい 之を恨む。帝位に即くに及びて、賈后、肯て婦道を以て太后に事へず。これ、うら、 ていくらぬ っ およ かこう あへ ふだう もっ たいこう っか の孟觀・李肇は、皆、駿の禮せざる所なり。陰に駿を構へて云はく、まうくわんのです。 みな しゅん れい ところ ひそか しゅん かま い

『將に社稷を危くせんとす』

೬ して汝南王亮に報ぜしめ、 黄門董猛、素より東宮に給事し、寺人監 たり。賈后、密に猛をくわらもんとうまう もと とうきう きふじ じじんかん #3 (売ヲシテ) 兵を擧げて駿を討たしめんとす。

[。] 賈充、字は公閭。晉の魏に代るや、充の力多きに居る。

² 晉の制、二衞に殿中將軍・中郎・校尉・司馬を置く。

東宮の諸閹(宦官)を主る。

乃ち入朝せんことを求む。 駿素より瑋の勇鋭なるを 憚り、之を召さんすなは にふてう しゅん もと しゅんもと ね ゆうえい はばか これ め を聽す。二月癸酉 *1、瑋及び都督揚州諸軍事淮南王允・來朝す。 ゅる にぐやつきいう *1 あおぉ ととくやうしうしよぐん じ わいなんわういん らいてう と欲すれども未だ敢てせず、其の朝せんことを求むるに因りて、遂に之ぽっ

以て第に就かしめ、東安公繇に命じ、殿中四百人を帥ゐて駿を討たもっ てい っ とうあんこうえう めい でんちう レひやくにん ひき しゅん う と誣ひ、中外戒嚴し、使を遣はし、 詔を奉じて駿を廢し、侯 を 楚王瑋をして司馬門に屯せしめ、淮南の相劉頌を以て三公尚をかうる しょばもん とん わいなん しゃうりうしょう もつ さんこうしゃう

『楊駿は、孤公にして子無し。豈に反する理有らんや。願はゃうしゅん ここう こな あ ほん りゅ なが くは陛下、之を審かにせよ』

と。帝答へず。

官を召して之を議す。太傅の主簿朱振、駿に說きて曰はく、シネル ゥ ニホ デ ホいឆ レゥᆅ レゥル ヒ ヒ ロタス ド 時に駿、曹爽の故府に居る。武庫の南に在り。內に變有りと聞き、衆とき、しゅん、さらさら、こふ、を、、ぶこ、みなみ、あ、、うち、へんあ、き、しら

『今、內に變有るは、其の趣知る可し。必ず是れ閹豎、いま うち へんぁ そ おもむきし べ かなら こ えんじゅ 買ゕ

^{*2} 永平元年三月八日・辛卯は、二九一年四月二十三日。*1 永平元年二月二十日・癸酉は、二九一年四月五日。

^{*3} 駿さきに臨晉侯に封ぜらる。

漢の成帝、三公尚書を置き、斷獄を主らしむ。

然れども終に益無きなり。 段廣は駿の甥なり。駿、 廣をして近侍と爲りて以て左右の己を間するを防がしむ。

后の爲めに 謀っ 春門 を開き、東宮及び外營の兵を引き、皇太子を擁ししゅんもん ひら とうきうおよ ぐわいえい へい ひ くわうたいし よう を設け、公に利あらざらん。宜しく雲龍とまう。こう、り

て宮に入り、姦人を取るべし。殿內震ひ懼れ、 必ず斬りて之かならきこれ

を送らん。然らずんば、以て難を発るる無からん』

と。駿素より怯懦にして・決せず。乃ち曰はく、
しゅんもと けふだ けつ けつ すなば い

『雲龍門は、魏の明帝の造る所、功費甚だ大なり。奈何ぞ之 うんりょうもん ぎ めいてい っく ところ こうひはなは だい いかん これ

を燒かん』

と。侍中傅祗、駿に白す、

『請ふ尚書武茂と與に宮に入り、事埶を觀察せん』

と。因つて羣僚に謂つて曰はく、

『宮中は宜しく空しくすべからず』

遂に揖して階を下る。衆皆走る。茂猶ほ坐す。祗顧みて曰はく、つひ いふ かい くだ しらみなはし ぼうな ざ しかへり い

『君は天子の臣に非ずや。今、內外隔絕し、國家 の在る所 は てんし しん あら いま ないぐわいかくぜつ こくか #3 あ ところ

を知らず。何ぞ安坐するを得ん』

洛陽宮城の正南門。

#₂ 東門。

天子を謂ふ。

右軍將軍裴頠に遇ひ、太傅の在る所を問ふ。頠、之を紿きて曰はく、いうぐんしゃうぐんはいき ぁ たいふ ぁ ところ と き これ あぎむ い と。茂乃ち驚き起つ。駿の黨左軍將軍 劉豫、兵を陳して門に在り。 ぼうすなは おどろ た しゅん たうさぐんしゃうぐん 男りうょ へい ちん もん あ

『向に西掖門に於て、公が素車に乗り・二人を從へて西に出すき せいえきもん おい こう そしゃ の ににん したが にし い

づるに遇へり』

と。豫曰はく、

『吾、何にか之かん』

J。 頠日はく、

『宜しく廷尉に至るべし』

豫に代りて左軍將軍を領し、萬春門に屯せしむ。傾は秀の子なり。ょかは、はんしゃらぐん、りゃら、ばんしゅんもんとん

皇太后、帛に題して書を爲り、之を城外に射る。曰はく、ヘヤラカヒリニラ はヘ ヒヒ しょ っヘ これ じゃうぐわい い

『太傅を救ふ者は 賞 有り』

と。賈后因つて宣言す、

『太后同じく反す』

駿の府に臨みて之を射しむ。駿の兵、皆、出づるを得ず。駿、馬廏にしゅん ふのぞ これ い しゅん へい みな い え しゅん ばきう 尋いで殿中の兵出で、駿の府を燒く。又、弩手をして閣上に於て、ってんたうへいい しゅん ふーや また どしゅ かくじゃう おい

一晉に左軍・右軍・前軍・後軍あり、是れを四軍と爲す。

^{**} 裴秀、七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。

逃 る。 廣・劉豫・武茂及び散騎常侍楊邈・中書令蔣俊・東夷校尉文鴦を收くわう りうよ ぶぼうおよ さんきじゃうじゃうばく ちうしょれいしゃうしゅん とういかうぬぶんあう とら 就きて之を殺す。 孟觀等遂に駿の弟 跳・濟・張劭・李斌・段っ これ ころ まうくわんらつひ しゅん おとうとえう せい ちゃうせう りひん だん

へ、皆、三族を夷ぐ。死する者數千人。 standard to the soft of the soft of the service to the soft of the service to the service

珧、刑に臨みて、東安公繇に告げて曰はく、タタ゚ ロメロ のぞ とうあんこうえう っ い

『表、石函に在り " 。 張 華に問ふ可し』

と。衆謂はく、

『宜しく鐘毓の例』に依り、之が爲めに申理すべし』
よろ しょういく れい #2 ょ これ た しんり

に文鴦を忌み 、以て駿の黨と爲して之を誅す。是の夜の誅賞、皆、ぶんあう い #3、もつ しゅん たう な これ ちう こ よ ちうしゃう みな と。繇聽かず。而して賈氏の族黨、趣して・刑を行はしむ。珧・號叫しょうき 繇より出で、威、 て・已まず。刑者、刀を以て其の頭を破る。繇は諸葛誕の外孫なり。故や、 はいしゃ たう もっ そ からべ やぶ えう しょかったん ぐわいそん しゅる 內外に振ふ。王戎、繇に謂つて曰はく、ないぐわい ふる もうじう えう い

『大事の後、宜しく深く權埶に遠ざかるべし』だいじのちょう。 ふか けんせい とほ

と。繇從はず。

壬辰 *4、天下に赦し、改元すじんしん *4、 てんか しゃ かいげん

珧の表は、八十卷武帝咸寧三年に見ゆ。 石函を作りて、これを宗廟に藏す。

^{#2} 七十八卷魏元帝咸熙元年に見ゆ。

^{*3} 諸葛誕文鴦の事、七十七卷魏の高貴郷公甘露三年に見ゆ。

^{*4} 元康元年三月九日・壬辰は、二九一年四月二十四日。

一元康と改元す。

す。尋いで復た羣公に諷す。有司・奏して曰はく、 しめ、特に太后の母高都君龐氏の命を全くし、太后に就きて居るを聽しめ、 とく たいこう ははかうとくんはうし めい まった たいこう っ を ゆる 賈后、 詔 を矯め、後軍將軍荀 悝をして、太后を永寧宮 に送らかこう みことのり た こうぐんしゃうぐんじゅんくわい たいこう えいねいきう #1 おく

『皇太后、陰に奸謀を漸し、社稷を危くせんと圖り、箭をくわうたいこう ひそか かんぼう ぜん しゃしょく あやふ はか や 情を懷くと雖も、臣下、敢て詔を奉ぜざらん』 し祖宗を奉じ、至公に天下に任ずるなり。陛下、已む無きの、をきう、ほう、 しこう てんか にん に絕つ。魯侯、文姜を絕つは、春秋の許す所なり。蓋 飛ばして書を繋け、將士を要募せり。同惡相濟し、自ら天としている。

と。詔して曰はく、

『此れ大事なり、更に之を詳かにせよ』 こ だいじ きら これ っまびら

と。有司又奏す、 いうしまたそう

『宜しく太后を廢して峻陽 庶人と曰ふべし』

と。中書監張華・議す、

『太后、罪を先帝に得るに非ず。今、其の親しむ所に黨す。聖たいこう つみ せんてい う あら いま そ した ところ たう せい

^{**} 魏、永寧宮を建て、太后これに居る。

ば、天、これを絕つなり。 天に於けるや、道を以て命を承く。人に於けるや、言を以て命を受く。道に 若 はざれ 立ち、夫人、齊に遜る。穀梁傳に曰はく、氏姓を言はざるは、これを貶するなり。人の・ ***文姜は魯の桓公の夫人なり。齊の襄公、桓公を殺す。文姜與かる。魯の莊公、旣に 人に若はざれば、人、之を絕つなりと。

武帝の陵を峻陽と曰ふに因めるなり

世に母たらずと爲す。宜しく漢の・趙太后を廢して孝成后とせいはは、ないない。ないない、なってうたいこうではい、からせいこう 爲しし故事 に依り、皇太后の號を貶し、還た武皇后とゅ こじ #1 ょ くわうたいこう がう へん ま ぶくわこう

稱し、異宮に居き、以て始終の恩を全くすべし』しよう いきう ぉ もっ ししう おん まった

೬ 左僕射荀愷、太子少師下邳王晃等と議して曰はく、さぼくゃじゅんがい たいしせうしか ひわうくわうら ぎ

『皇太后、社稷を危くせんと謀る。復た先帝に配す可から くわうたいこう しゃしよく あゃふ はか ま せんてい はい べ ず。宜しく尊號を貶し、廢して金墉城に詣らしむべし』

と。是に於て、有司・奏す、

『晃等の議に從ひ、太后を廢して庶人と爲さん』(メトウ ら ぎ したが たいこう はい しよじん な

こ。詔して可す。又奏す、
みことのり ゆる またそう

『楊駿、亂を造し、家屬應に誅すべかりしが、 詔・ゃうしゅん らん な かぞくまさ ちう られて庶人と爲る。請ふ龐を以て廷尉に付して刑を行はん』 妻龐の命を原し、以て太后の心を尉めたり。今、太后、廢せっまはう めい ゆる しもつ たいこう こころ なぐさ して、其の

ڮ؞ 詣りて、妾と稱し、母の命を全くせんと請ふ。省せられず。董養 *2、いた せふ しょう はは めい まった 臨むや、太后・抱持して號叫し、髪を截りて稽顙し、 上表して、賈后にのぞ たいこう ほうち がうきう かみ き けいさつ じゃうへう かこう 太學に遊び、堂に升り、たいがく あそ だう のぼ して、許さず。有司復た固く請ふ。乃ち之に從ふ。龐、 歎じて曰はく、

三十五卷漢の哀帝元壽元年に見ゆ。

浚儀の隱者なり。

此に至るか。天人の理旣に滅べり。大亂將に作らんとす』
ここ、はた、ここではないのでで、ほろ、こことはないまで、おこ すが故なり。奈何ぞ公卿、議に處り、禮典を文飾し、乃ちゅゑ いかん こうけい ぎ を れいてん ぶんしょく すなは を殺すに至りては、赦さざるは、以て王法の容れざる所と爲ころ いた ゆる ゆる もっ わうはふ い ところ な 國家の赦書を覽る每に、謀反の大逆をも皆赦し、こくか しゃしょ み ごと ぼうはん たいぎゃく みなゆる 斯の堂を建つるは、將に以て何を爲さんとするか *1。 こ だう た 祖父母父母

と。(養、後、妻ト與ニ荷擔シテ蜀ニ入ル、終ル所ヲ知ラズ。)

有司、 駿の官屬を收へ、之を誅せんと欲す。侍中傅祗・レゥム ‹ホカステント ピト これ ヒラ ほつ じょうふし 啓して日はく、

『昔、魯芝、曹爽の司馬たり、 用ひて青州の刺史と爲せり。 駿の僚佐、ます せいしう しし な しゅん れうさ 關を斬りて爽に赴く。 لدرةلدر 悉 く罪を加ふ 宣帝、

べからず』

と。 詔して、之を赦す。

事を錄し、 撫軍大將軍と爲し、楚王瑋を衞將軍と爲し、北軍中候を領せしめ、下ぶぐんたいしゃうぐん な そわうる ゑいしゃうぐん な ほくぐんちうこう りゃう 邳王晃を尚書令と爲し、東安公繇を尚書左僕射と爲し、ひゃらくやう しゃうしょれい な とうあんこうえう しゃうしょさぼくゃ な 壬寅*3、 政党と 汝南王亮を徴して太宰と爲し、太保衛瓘と、 を輔けしむ。秦王東を以て大將軍と爲し、東平王楙をと たす しんわうかん もっ たいしゃうぐん な とうへいわうぼう 爵を進めて しゃく すす

果して何の爲めぞや。 學校は孝弟の義を申ぶる所以なり。今、 母子の大倫を滅す。 則ち學校を建つるは、

^{#2} 七十五卷魏の邵陵厲公嘉平元年に見ゆ。

³ 元康元年三月十九日・壬寅は、二九一年五月四日。

と爲る。 王と爲す。楙は望の子なり。董猛を封じて武安侯と爲す。三兄、皆、亭侯やう、ないばうばう、ことらまう、ほう、ぶあんこう、ないこさんけい、みな、ていこう

侯たる者、千八十一人。御史中丞傅咸、亮に書を遺りて曰はく、こう もの せんはちじふいちにん ぎょし ちうじょうふかん りゃう しょ おく い

『今、封賞 熏赫として、天地を震動す。 古 より以來、未だ之いま ほうしゃうくんかく てんち しんどう いにしへ いらい いま これ 禍 有るを樂しまざるは莫し。是れ禍原、窮り無きなり。凡やがはひぁ たの な こ くわげん きはま な およ 有らざるなり。功無くして賞を獲るときは、則ち人、國の・
ゅ こうな しゃう う そ此を作す者は、東安公に由る。人謂へらく、

『殿下既に至らば、當に以て之を正す有るべし』でんかすで、いた。まさ、もつ、これ、ただ、あ

は、 کی 望を失はざるもの莫し』 之を正すに道を以てせば、衆亦何ぞ怒らん。衆の怒る所 これ ただ みち もつ しうまたなん いか しう いか ところ 平かならざるに在るのみ。而るに今皆更に倍論す *1。たから はいろん #1。

こ。 亮 頗る權埶を專らにす。咸復た諫めて曰はく、 りゃらすこぶ けんせい もつば かんま いさ い

『楊駿は、主を震ふの威有り、親戚に委任す。此れ天下の・諠ゃうしゅん しゅ ふる ねぁ しんせき ゐにん こ てんか けん 静默して神を頤ふべし。大なる得失有るときは、 せいもく しん やしな だい とくしつ あ 維持し、大事に非ざるよりは、一に皆抑遣せよ。ゅっ、 だいじ しゅら 譁せる所以なり。今の・重きに處るは、宜しく此の失に反し、<キゎ ゅゑん こ しっ はん 比、尊門 乃 ち 之 を

売が功を論じ賞を行ふこと、東安公の時に倍するをいふ。

に過るとき、 一冠蓋車馬、 街衢に塡塞せり。

に宜しく弭息すべし。又、 夏侯長容 *2は、 功無きに、

濯でられて少府と爲る。論者謂へらく、 ぬきん せうふ な ろんしゃおも

「長容は、公の姻家なり。故に此に至れり」 ちゃうよう こう いんか ゆゑ ここ いた

と。四方に流聞するは、益を爲す所以に非ざるなり』しはうりうぎん。 えき な ゆゑん あら

と。亮、皆、從はず。

繇を惡み、屢を之を太宰亮に讚して日はく、 密に・后を廢せんと謀る。賈氏、之を憚る。ひそか こう はい はか かし これ はばか 楚王瑋・東安王繇と、並びに國政に預る。賈后、暴戾日まに 甚、そゎゥゐ とゥぁんゎゥぇゥ なら こくせい ぁづか かこう ぼうれいひ び はなはだ 賈后の族兄車騎司馬模・從舅右衞將軍 郭彰・女弟の子賈謐 、かこう ぞくけいしゃき しばぼ じうきういうゑいしゃうぐん 繋 くわくしゃう ちょてい こ かひっ 繇の兄東武公澹、 し。 素より

『繇事ら誅賞を行ひ、朝政を擅にせんと欲す』

帶方 に徙す。 庚戌 *5、 記さとのり して繇の官を免じ、又、悖言有るに坐し、 廢して

是に於て、 賈 沁 ひつ ・郭彰、 權熱愈を盛に、 賓客、 門に盈つ。 謐っ 騎奢

衆人集合して相因りて至るなり。

夏侯駿、字は長容。

晉の文帝、中衞及び衞將軍を置く。武帝、 命を受け、 分ちて左右衞將軍と爲す。

賈后の女弟賈午、 韓壽に適き、謐を生む。賈充、後無し、 謐を以て後と爲す。

^{**} 元康元年三月二十七日・庚戌は、二九一年五月十二日。

[。]郡の名。今の朝鮮の京畿道及び忠淸北道の地。

٢, 秀・頴川の陳珍・高陽 の許猛・彭城の劉訥・中山の劉輿・輿のしう えいせん ちんしん かうやう #4 きよまう はうじゃう りうとつ ちうざん りうよ よ 車路の左に降り、塵を望みて拜す。しゃろ、ひだり、くだ、 ちり のぞ はい 城 の杜育・南陽の鄒捷・齊國の左思・沛國の劉 瓌・周 恢じゃう まいく なんぞう すうせふ せいこく さし はいこく りうくわい しうくわい 機・機の弟雲・和郁及び滎陽 の潘岳・淸河の崔基・勃海の歐陽建・ なりと雖も、而も學を好み、喜みて士大夫を延く。 皆なな 尤も謐に諂事し、 **#** 、謐に附く。 の繆徴・京兆の杜斌・摯虞・琅邪の諸葛詮・弘農の王粹・襄がうちょう けいてう とひん しぐ らうや しよかつせん こうのう わうする じゃう 號して二十四友と曰ふ。郁は嶠のがうにじふしいういいいいくいうい 每に謐及び廣城君郭槐の出づるを候ひ、っね ひつおよ くわうじゃうくんくわくくわい い が弟なり。崇と岳 ·石崇·陸 ・安平の牽 おとうと

皆なな 太子少傅を領せしむ。たいしせうふりゅう 將に之を收へんとす。盛乃ち宏と謀り、まさ、これ、とら 諸王と與に國に之かしむ。瑋益ゝ忿怨す。しょわうとも、くに、ゆ 瑋怒る。楷、之を聞き、 ゅいか かい これ き の兵權を奪はんと欲し、臨海侯裴楷を以て、瑋に代りて北軍中候と爲す。へいけん うば ほつ りんかいこうはいかい もつ あ かは ほくぐんちうこう な て瑋の命と稱し、亮・瓘を賈后に譖して云はく、 太宰亮・太保瓘、たいさいりゃう たいはうくわん 瑋に寵有り、 瑋に勸めて、自ら賈后に昵ましむ。后、ゅ ゅす みずか かこう したし こう 楚王瑋が剛愎にして殺を好むを以て、之を惡み、其 そわうね がうふく さつ この もつ これ にく そ 盛素より楊駿に善し。衛瓘、せいもと 瑋の長史公孫宏・舍人岐盛、 積弩將軍李肇に因り、 其の反覆を惡み、 瑋を留めて、

^{***} 武帝の泰始二年、河南を分ちて滎陽郡を置く。

^{***} 是の年、東海を分ちて蘭陵郡を置く

武帝泰始二年、汝南を分ちて襄城郡を置く。

^{*****}泰始元年、河間の涿郡を分ちて高陽國を置く。

敢て中候の職を拜受せざる也。

『將に廢立を謀らんとす』

ざるを患ふ。夏六月 、后、帝をして手詔を作りて瑋に賜はしめて曰いすれ はつろくぐわっき こう てい しゅせう っく ね たま い 后素より 瓘 を怨み "、且つ、二公 政 を執り、 己 專恣するを得こうもと くわん うら #1、 か にこうまつのこと と おのれせんし え

はく、

『太宰・太保、伊霍の事を爲さんと欲す。王、宜しくたいさい たいはら いくわく こと な ほつ わう よろ こ び瓘の官を免ずべし』 宣べ、淮南・長沙・成都王をして諸宮門に屯せしめ、亮及の わいなん ちゃうさ せいとわう しょきうもん とん りゃうおよ

と。夜、黄門をして齎して以て瑋に授けしむ。瑋、覆奏せんと欲す。ょる、くわうもん もたら もっ ね きづ ね ふくそう ほつ 黄 門 日 は く れ う も ん い

『事恐らくは漏泄せん。密詔の本意に非ざるなり』

と。瑋も亦、此に因りて私怨を復せんと欲し、遂に本軍を勒し、復たる。また、これ、よいしゑん、ふくいほっ、っひ、ほんぐん#3 ろくいま と矯り、三十六軍を召し、告げて以はく、 り いつは さんじふろくぐん *4 め っ っ

『二公潛に不軌を圖る。吾、今、 詔 を受け、中外の諸軍をにこうひそか ふき はか われ いま みことのり う ちうぐわい しょぐん 都督す。諸の・直衞に在る者は、皆、嚴に警備を加へよ。ととく もろもろ ちょくゑい ぁ もの みな げん けいび くは を助けて逆を討て』 其の・外營に在るは、 便ち相帥ゐて、徑に行府に詣り、

^{#1} 瓘が牀を撫するの事を以てなり。八十卷武帝咸康四年に見ゆ。

^{*2} 元康元年六月は、二九一年七月十四日から二九一年八月十一日まで。

^{***} 瑋が掌る所の北軍なり。

一晉の洛城の內外の三十六軍。

と。又、 詔 と 矯り、亮・ 瓘の 官 屬は、一に問ふ 所 無く、皆、之を また みことのり いつは りゃう くわん くわんぞく いつ と ところな みな これ

罷遣す、

『若し 詔 を奉ぜずんば、便ち軍法をもて事に從はん』も みことのり ほう

೬ 遐をして瓘を收へしむ。 亮の帳下督 李龍日はくか くわん とら りゃう ちゃうかとく #1 りりょうい 公孫宏・李肇を遣はし、兵を以て亮の府を圍ましめ、侍中淸河王こうそんくわう りてう つか へい ね りゃう ふ かこ

『外に變有り、請ふ之を拒がん』

ک 亮聽かず。俄にして兵、牆に登りて大呼す。亮 驚きて曰はく、 りゃうき にはか へい しゃう のぼ たいこ りゃうおどろ い

ک 日はく、 宏等許さず、兵を趣して之を攻めしむ。長史劉準、亮に謂つてくわうらゆる

『此を觀るに、必ず是れ姦謀ならん。府中の俊义、林の如

し。猶ほ力戰す可し」ないのよくせんで

と。又、聽かず。遂に肇に執へらる。歎じて曰はく、

『我の赤心、破りて天下に示す可きなり』

と。世子矩と俱に死す。

衛瓘の左右も亦、遐が 詔 を矯むるを疑ひ、 ゑいくわん さいう また か みことのり た うたが

「晉の制、諸公及び諸大將軍には、皆、帳下督及び門下督を置く。

『請ふ之を拒がん。 自ら表して報を得るを須ちて、戮に就くこ。 これ ふせ こ みづか へう しょう う ま りく っ

とも未だ晩からじ』

೬ 之を斥け遣る。是に至りて、晦、遐に從つて瓘を收へ、輒ち瓘及これ、しらぞ、や、ここ、いた、、くわい、か、したが、、くわん、とら、、すなは、くわんおよ び子孫共に九人を殺す。遐、禁ずる能はず。 瓘 聽かず。初め 瓘、司空 たりしとき、 帳下督榮晦、罪有り、

岐盛、瑋に說く、

『宜しく兵埶に因り、遂に賈・郭を誅し、以て王室を正し、天ょう へいせい ょ っひ か くわく ちう もっ わうしつ ただ てん

下を安んずべし』

賈后に說かしめて日はく、 と。瑋・猶豫して未だ決せず。會を天明く。太子少傅張華、董猛をしてぬ、いうよ、、いま、けつ、 たまたまてんあ たいしせう ふちゃうくわ とうまう

『楚王既に二公を誅せり。 人主何を以てか 自ら安んぜん。宜しく瑋の專殺の罪を以て之じんしゆなに もっ みづか やす よろ ね せんさつ っみ もっ これ 則ち天下の威權盡く之に歸せん。

を誅すべし』

殿中将軍王宮を遣はし、騶虞幡 *2 *3 を齎し、出でて衆を 墜 きて、でんちうしゃうぐんわうきう っか すうぐはん *2 *3 もたら い しう さしまね 內外擾亂し、朝廷恟懼し、出づる所を知らず。張華、帝に白し、ないぐわいぜうらん てっていきょうく い ところ し ちゃうくわ てい まを

武帝の太康三年、瓘、司空と爲り、永熙元年、免ず。

督す。 幡の名。晉の制、白虎幡・騶虞幡あり。白虎は威猛にして殺を主る、 **騶虞は仁獸なり、故に以て兵を解く。** 故に以て戰を

[「]晋陽秋伝:【考察】晋朝の騶虞幡、 というブログ記事も面白い

『楚王、 詔 を矯む。聽く勿かれ』

る。瑋、懷中の青紙詔を出し、涕を流して以て監刑尚書劉頌に示しゅ、くわいちう せいしせう いだ なみだ なが もっ かんけいしゃうしょううしょう しめ て日はく、 して・爲す所を知らず。遂に之を執へ、廷尉に下す。乙丑**、之を斬ゅ ととろ し と曰はしむ。衆、皆、 仗を釋てて走る。瑋の左右、復た一人無く、窘迫い い しう みな ぢゃう す はし ね さいう ま いちにんな きんぱく

如きか』

と。公孫宏・岐盛、並に三族を夷げらる。

瑋が兵を起すや、隴西王泰 、兵を嚴し、將に瑋を助けんとす。祭 へい ばこ りょうせいわうたい #2 へい げん まさ ね たす さい

酒丁綏諫めて日はく、
しゅていすねいさ

『公は宰相 たり。輕きしく動く可からず。且つ夜中倉猝な り。宜しく人を遣はして參審定問 せしむべし』

と。泰乃ち止む。

衛 瓘 の女、國臣に書を與へて曰はく、 ゑいくわん ぢょ こくしん しょ あた い

『先公の名諡未だ 顯れず。每に怪しむ、一國、蔑然として・言せんこう めいしいま あらは いっね あや いっこく べっぜん

[「]元康元年六月十三日・乙丑は、二九一年七月二十六日。

^{#2} 宣帝の弟の子。

^{****} 泰、時に司空たり。晉の公府には西東閣祭酒あり。

審に實情を探る也。

ふもの無きを。春秋の失 | 其の咎安にか在る』

言して日はく、 と。是に於て、太保の主簿劉繇等、 黄幡を執り、登聞鼓 *2 を 過ち、 上 くわうはん と とうぶんこ *2 っ じゃう

『初め 詔 を矯むる者至るや、公(詔シテ當ニ官ヲ免スベキヲ承リ)はじ みことのり た ものいた こう

即ち章綬を奉送し、 (兵杖有リト雖モ、一刃ヲ施サズ) **單車にし**

て命に從へり。矯詔の文の如き、唯だ公の官を発ずるのみ。
めい したが けうせう ぶん ごと た こう くわん めん

而るに故の給使榮晦、輒ち公父子及び孫を收へ、一時に斬しか もと きふしぇいくわい すなは こうふしおよ まご とら いちじ ざん

ڮ؞ 成と曰ひ、瓘を封じて蘭陵郡公と爲し、諡して成と曰ふ。
せい い くわん ほう らんりょうぐんこう な おくりな せい い 乃ち 詔し すなは みことのり して、榮晦を族誅し、亮の爵位を追復し、諡、り、いくわい ぞくちう りゃう しゃくね つみふく おくりな

て、 るの嫌無く・而して儒雅にして籌略有り・衆望の依る所と爲るを以ったがひな しか じゅが ちろりゃくぁ しうぼう ょっところ な もつ と爲し、侍中を加ふ。賈謐、后と謀り、 張 華が庶姓 "にして・上に逼ゅ" にょう くは かひつ こう はか ちゃうくわ しょせい (*3) 是に於て、賈后、朝を專らにし、親黨に委任す。賈模を以て散騎常侍ここ おい かこう てう もつば しんたう ゐにん かぼ もつ さんきじゃうじ

子に非ざるなり。 すなりと。君弑せられて、臣、賊を討たざるは、臣に非ざるなり。子、讎を復せざるは #1 春秋公羊傳に曰はく、春秋に、君弑せられて、賊を討たざるは、以て臣子無しと爲

て此の鼓を撃ち、以て上聞に達する也。 大寝の門外に建てたる鼓にして、窮寃して職を失へる者、 又は變事を 上 たてまっ

同姓に非ざる也。

す。 射王戎と、 顔 に 問 ふ * ۲, 侍中と爲し、又、 賈后、 心を同じくして 而も朝野安靜なるは、華等の功なり。 # 1 。 質, 並びに機要を掌らしむ。華、忠を帝室に盡し、

はら きょう っかきど くわ ちう ていしつ っく 安南将軍裴楷を以て中書令と爲し、侍中を加へ、

のれなんしゃうぐんはいかい もつ ちうしょれい な じょう くは 之を贊成す。乃ち華を以て侍中・中書監と爲し、 政変な を輔く。故に數年の間、闇主上に在りと雖」にす。 ゆゑ すらねん あひだ あんしゅかみ あ いつご 、遣闕を彌縫 華・ 領 き 右僕 顔 き を

秋七月 、荆・揚の十郡を分ちて江州と爲す。

八月辛未 * 4 隴西王泰の世子越を立てて東海王と爲す。りょうせいわうたい せいし ゑっ た とうかいわう な

九月甲午*5、秦の獻王柬・薨ず。

* 6 征西大將軍梁王肜を徴 して衛將軍と爲し、 尚 書 の 事 を

録せしむ。

元康元年七月は、二九一年八月十二日から二九一年九月十一日まで。

*** 是の時、江水の名に因りて江州を置く。

* 元康元年八月二十日・辛未は、二九一年九月三十日

** 元康元年九月十四日・甲午は、二九一年十月二十三日。

。 元康元年九月二十一日・辛丑は、二九一年十月三十日。

二九二年・壬子

卒す。賈后、太后・靈有り・或は寃を先帝に訴へんことを恐れ、乃しゅつ かこう たいこう れいぁ あるひ ゑん せんてい うつた 二年、春二月己酉 、故の楊太后、金墉城に卒す。是の時、太后にねん はるにぐわっきいう もと やうたいこう きんようじやう しゆつ こ とき たいこう

秋八月壬子 、天下に赦す。

二九三年・癸丑

三年、夏六月 *4、弘農、雹雨る、深さ三尺。

鮮卑の宇文莫槐、其の下に殺さる。 弟 普撥立つ。
せんび うぶんぱくくわい そ しも ころ おとうとふはった

拓拔綽・卒す。子・弗立つ。たくばつしゃく しゅっ こ *5 ふった

一元康二年二月一日・己酉は、二九二年三月六日。

⁵ 鬼を伏治するまじなひ。

^{*3} 元康二年八月七日・壬子は、二九二年九月五日。

の後に閏二月が入る。 *4 元康三年六月は、二九三年七月二十一日から八月十八日まで。なおこの年は、二月

⁵ 兄弟の子?

二九四年・甲寅

四年、春正月丁酉*1、安昌の元公石鑒・薨ず。ょねん はるしゃうぐわつていいう *1 あんしゃう げんこうせきかん こう

月 、郝散、衆を帥ゐて降る。 馮 翊都尉、之を殺す。 ばれつ かくさん しゅ ひき くだ ひょうよく と ぁ これ ころ

是の歳、大に饑う。

隷校尉と爲るや、上言す、れいかうるないできるげん 司隷校尉傅咸・卒す。咸、しれいかうね ふかん しゅつ かん 性剛簡にして、 風格峻整なり。 初めて司し

『貨賂流行す。宜しく深く絕つべき所なり』

೬ 免ず。京師・ 肅然たり。 めん けいし しゅくぜん 時に朝政寛弛し、權豪放恣なり。咸・奏して河南の尹澹等の官をとき、てうせいくわんし、 けんがうはうし かん そう かなん あんたんら くわん

慕容廆徙りて大棘城 に居る。 ぽょうくわいうつ たいきょくじゃう を

拓拔弗・卒す。叔父祿官立つ。たくばつふっ しゅく ふろくくわんた

*2 元康四年五月は、二九四年六月十一日から二九四年七月九日まで。

[『]元康四年正月一日・丁酉は、二九四年二月十二日。

^{*3} 元康四年八月は、二九四年九月七日から二九四年十月六日まで。 今の奉天省遼瀋道義縣に在り。廆、 徒河の青山より大棘城に徙る。

一九五年・乙卯

五年、夏六月 *1、東海、雹雨る。深さ五寸。

荆・揚・兗・豫・青・徐の六州、大水あり。

二月丙戌*3、 冬十月*2、 武庫火あり。累代の寶及び二百萬人の器械を焚く。十ぶこひ 新に武庫を作り、大に兵器を調す。

與に、往きて拓跋氏に依り、猗衐・猗盧に說き、晉人を招納せしむ。とも、ゆいたくばつし、よいいないないと、しんびと、せうなふ 弟 猗盧をして之を統べしむ。猗盧善く兵を用ひ、西のかた 匈奴・烏ぉょうといろ これ す いろょ へい もち にし きょうど う 短、之を 悅 び、任ずるに國事を以てす。晉人の附く者 稍 く衆し。 た これ ょろこ にん こくじ もっ しんびと っ ものやうや おほ 子猗衐をして之を統べしむ。一は定 襄の盛樂 の故 城 に居り、猗衐のこ い た こここ き す いた にいじゃう せいらく #6 こじゃう を いた に居り、自ら之を統ぶ。一は代郡の參合陂 の北に居り、兄沙漠汗の を みずか これ す いち だいぐん さんがふひ #5 きた を あにさばくかん 拓拔祿官、其の國を分ちて三部と爲す。一は上谷の北・濡 郷の西たくばつろくくわん そ くに わか さんぶ な いち じゃうこく きた だん げん にし の諸部を撃ち、皆、之を破る。代の人衞操、從子雄及び同郡の箕澹としよぶ、う、みな、これ、やぶ、だい、ひとゑいさう、じうしゅうおよ、どうぐん、きたん

元康五年六月は、二九五年六月三十日から二九五年七月二十八日まで。

この直後に閏十月が入る。 元康五年十月は、二九五年十月二十六日から二九五年十一月二十三日まで。

^{***} 元康五年十二月一日丙戌は、二九六年一月二十二日。

^{*4} 水の名、今の直隷省保定道漆水縣の西北の檀水なり。

今の山西省雁門道高陽縣の北に在り。

一今の內蒙古綏遠道和林格爾縣の地。

一九六年・丙辰

六年、春正月*1、天下に赦す。

をして、尚書令(ノ事)を行はしめ、徙して高密王に封ず。 ぱして。 ぱっぱんぱんぱん 下邳の獻王 晃 か ひ けんわうくわう ・薨ず。 中書監張華を以て司空と爲し、太尉隴西王泰
ちうしよかんちゃうくわ
もつ
しくう
な
たいありようせいわうたい

夏なっ 郝散の 弟 度元、 馮 翊・北地の馬蘭 羌 ・ 盧水胡 *3 かくさん おとうと ど げん ひようよく ほくち ば らんきゃう ちすぬこ *3 と倶に反はん

し、北地の太守張損を殺し、馮翊の太守歐陽建を敗る。 ほくち たいしゅちゃうそん ころ ひょうよく たいしゅおうぞうけん ゃぶ

٢, 倫が關右を撓亂 せるを以て、倫を徴して車騎將軍と爲し、梁王彫りん くわんいう かうらん #4 が爲めに肜に說きて曰はく、 張華以て梁王肜に告げ、之を誅せしむ。肜・許諾す。秀の友人辛冉、之ちゃうくわもつ りゃうわうゆう つ これ ちう 弟御史中丞結と、皆、表して・秀を誅して以て氐羌に謝せんと請ふ。

#とうとぎょし ちうじょうけつ みな へう しう ちう もっ ていきやう しゃ こ を以て征西大將軍と爲し、雍涼二州の諸軍事を都督せしむ。系、其のもの、せいせいたいしゃうぐん な ょうりゃう にしう しょぐんじ ととく 征西大將軍趙王倫、 軍事を爭ひ、更に相表奏す。歐陽建も亦、倫の罪惡を表す。 嬖人琅邪の孫秀を信用し、雍州の刺史濟南の解系へいじんらうやしてんようしょうしつ し しせいなん かいけい 朝でうてい

元康六年正月は、二九六年二月二十一日から二九六年三月二十日まで。

馮翊 ・北地二郡の界に屬せしなり。今の陝西省關中道白水縣の西北に在り。 北地に馬蘭山あり、羌、其の中に居る。因つて種落の名と爲す。馬蘭山は時に蓋し

盧・・・・・安定の界に居る。安定は今の甘肅省舊平涼府及び固原州・涇州の地。

『氏羌 自ら反す。秀の罪に非ず』

೬ て、 是に由りて之を怨む。 又たた 深く賈郭に交はる。賈后大に之を愛信す。 尚書令を求む。 是に由りて、 発 るるを得たり。倫、 **** 張華・裴頠、 固く執りて以て不可と爲す。倫・
かた と もつ ふか な りん 洛陽に至り、秀の計を用ひらくやうした 倫因つて錄尚書事を求りんよ

月 *3、 みことのり て・權戚を避けず。 の帥齊萬年を立てて帝と爲し、涇陽 を圍む。 秋八月*1、 して、處を以て建威將軍と爲し、振威將軍盧播と、俱にゥ しん あしゃうぐんろ は しんあしゃうぐんろ は 解系、郝度元に敗らる。秦・雍の氐羌、かいけい かくどげん やぶ しん よう ていきゃう 梁王肜・嘗て法に違ふ。處、之を按劾せり。
りゃうわうゆう かっ はふ たが しょ これ あんがい 御史中丞 周處、彈劾しぎょしちうじょうしうしょ だんがい 中書令陳準、 冬十一 朝に言い

つて日はく、

『駿 BOW梁王は、皆、貴戚にして、 能く寇を殄たん。然らずんば、梁王當に處をして先驅せしめ、ょ ぁた た しか 直勇果なれども、仇有り援け無し。宜しく積弩将軍孟觀にちょくゆうくれ みては名を求めず、 して、精兵萬人を以て、處の前鋒と爲らしむべし。 退きては罪を畏れず。 將帥の才に非ず、進しやうすね。さい。あら、ます 周處は吳の人、 必ず

元康六年八月は、二九六年九月十四日から二九六年十月十三日まで。

並城は今の甘肅省涇原道平涼縣に在り。

元康六年十一月は、二九六年十二月十二日から二九七年一月十日まで。

景懷皇后は夏侯氏なり。故に駿は外戚たり。

救はざるを以てして之を、陷るべし。其の敗れんこと必せり』
サン

と。朝廷從はず。齊萬年、處來ると聞きて曰はく、

『周府君、嘗て新平 の太守と爲り、 斷して來らば、當る可からざるなり。 だん きた また べ 此れ禽と成らんのみ』 文武の才有り、若し專ぶんぶ さいあ も せん 或は制を人に受けば、

کی

關中、饑疫す。

より、 其^その。 千萬の孫飛龍、浸く彊盛にして、徙りて略陽に居る。飛龍、其の甥せんまん まごひりょう ゃうゃ きゃうせい 十六囘して上る。其の孫千萬に至りて魏に附く。じふろくくわいのぼをまごせんまんいたがぎって と號す。關中の人士、亂を避くる者、多く之に依る。茂搜、迎接撫納す。がう、 くわんちう じんし らん さ しゅの おほ これ ょ ぼうしう げいせつぶなふ 令狐茂捜を以て子と爲す。茂捜、
れいこぼうしう もっ こ な ぼうしう 初め略陽 の清水氏楊駒、始めて仇池 に居る。仇池は方百頃、は りゃくゃう #2 せいすねていゃうく ほじ きっち を きっち ほうひゃくけい · 旁 の平地二十餘里、四面斗絕して高く、かたはら へいち にじふょり しめんとぜつ たか 部落四千家を帥ゐ、還りて仇池を保ち、 自ら輔國將軍・右賢王ぶらくしせんか ひき かへ きうち たも みづか ほこくしゃうぐん いうけんわう 齊萬年の亂を避け、十二月 、略陽 羊腸蟠道 を爲し、三 ゃうちゃうはんだう な なん 封じて百頃王と爲す。

關中道邠縣の地。 漢の獻帝の興平元年、安定の鶉觚・右扶風の漆を分ちて新平郡を置く。 今の陝西省

故城は今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。

の西に在り。 山の名、 本の名は仇維。 其の上に池あり、 故に仇池と曰ふ。 今の甘粛省渭川道成縣

^{**} 險峻にして屈曲したる道。

元康六年十二月は、二九七年一月十一日から二九七年二月八日まで。

去らんと欲する者は、衞護して之を資送す。
はの、これにより
にれているので、これによう

を發し、雍州を助けて氏羌を討たしむ。
はつ ようしう たす ていきゃう う 是の歳、揚烈將軍巴西の趙廞を以て益州の刺史と爲し、梁益の兵糧ことし、やうれつしゃうぐんはせい てうきん もつ えきしう しし な りゃうえき へいりゃう

二九七年・丁巳

夏侯、駿、周處をして五千の兵を以て之を撃たしむ。處曰はく、ゕこうしゅん しうしょ 七年、春正月 *1、齊萬年、梁山 に屯す。衆七萬有り。しちねん はるしゃうぐわつ *1 せいまんねん りゃうざん *2 とん しうしちまん あ

『軍に後繼無くんば、必ず敗れん。徒に身を亡ぼすのみなら

ず、國の爲めに恥を取らん』

に、 ೬ 進ましむ。旦より戰ひ暮に至り、斬獲甚だ衆し。

ます

をたか

くれ

いた

でがくわくはなは

おほ 萬年を六陌 に攻む。處の軍士未だ食はず。形、まんねん りくはく #4 せ しょ ぐんしいま くら ゆう 形・駿、聽かず、逼りて之を遣る。癸丑 *3、處、盧播・解系と與ゅう しゅん き せま これ や きちう *3、 しょ ろは かいけい とも 弦絕え矢盡き、救 促が して・速かに

『是れ吾が節を効し命を致すの日なり』 こ ゎ サワ いた ぬい いた ひ

一元康七年正月は、二九七年二月九日から二九七年三月十日まで。

^{***} 今の陝西省關中道乾縣の西北に在り。

[。] 元康七年正月四日・癸丑は、二九七年二月十二日。

^{**} 馬嵬山の西に在り、今の陝西省關中道乾縣の東に在り。

と。遂に力戰して死す。朝廷、 はざるなり。 以て形を尤むと雖も、而も亦、罪する能もつゆうとがいくどしかまたいみ

與に浮沈し、 を得んことを恐れ、常に其の核を鑽つ。凡そ賞拔する所、專ら虚名をえているとを恐れ、常に其の核を鑽つ。凡そ賞拔する所、專ら産しまるのは、書きぬい 晝夜 會計し、常に・足らざるが若し。家に好李有り、之を賣る。人が種ちうやくれいけい こっね た 放す。性復た貪吝にして、園田、天下に編く、每に自ら牙籌を執り、はうとはります。たんりんとなってんかとあまれ、これをみずかがなります。と 司徒と爲し、太子太師何劭を尚書左僕射と爲す。戎、三公と爲り、
しと な だいしたいしかせう しゃうしょさぼくや な じう さんこう な 事とす。阮咸の子瞻、嘗て戎に見ゆ。戎問うて曰はく、ことと、ばんかん、こせん、かつ、じう、まみ、 じうと 丁丑*2、京陵の元公王渾・薨ず。九月*3、尚書右僕射王戎を以てていちう*2、 けいりょう げんこうわうこん こう くぐわつ*3 しゃうしょいうぼく やわうじう もつ 匡救する所無く、事を僚案 に委ね、輕をしく出でて遊きやうきう ところな こと れうさい #4 ゆだ かろがろ い いっ 時と

『聖人は名教を貴び、老莊は自然を明かにす。其の旨同じきせいじん めいけう たつと らうさう しぜん あきら

瞻日はく、

か異なるか』

ځ

『將た同じき無からんや』

೬ 咨嗟すること良久しく、 遂に之を辟す。 時の人、ひと 之を三語の

元康七年七月は、二九七年八月五日から二九七年九月三日まで。

元康七年八月一日・丁丑は、二九七年九月四日。

元康七年九月は、 二九七年十月三日から二九七年十一月一日まで。

同僚の官。

象牙にて造りたるかずとり。 計算に用ふる具。

が#1 と謂ふ。

善くし、心を事外に宅き、名、當世に重し。朝野の人、爭うて之ょ こころ じぐわい お #2 な たうせい おも てうや ひと あらそ これ す。衍は神情明秀なり。少時、山濤、之を見、嗟歎すること良久しくしぇん しんじゃうめいしう せうじ さんたう これ み さたん を慕效す。衍、弟澄と、好みて人物を題品す、舉世、以て儀準と爲ぼから えん おとうとちょう この じんぶつ だいひん きょせい もつ ぎじゅん な て日はく、 是の時、王衍、尚書令たり、南陽の樂廣、河南の尹たり、ことき、わらえん、しゃらしよれい、なんやら、がくくわら、かなん、ゐん 、皆、清談を ^{みな}せいだん</sup>

『何物の老嫗か、寧馨兒 を生める。然れども天下の蒼生をなにもの らうう ねいけいじ #3

之・陳國の謝鯤・城陽の王居 ・新蔡の畢卓、皆、任放 を以て達とし ちんこく しゃこん じゃうゃう ゎうじん #5 しんさい ひったく みな にんぽう もっ たっ 言はずして 自ら見はる。王澄及び阮咸・咸の從子脩・泰山の胡母輔い おのづか あら わうちょうおよ げんかん かん じうししう たいざん こぼほ 凡そ人を論ずる、 爲し、醉狂裸體にして以て非と爲さざるに至る。胡母輔之、嘗て酣飲す。

な すぬきゃう らたい もっ ひ な な いた こぼ ほし かっ かんいん て理を析ち、人の心に厭かしむ。而して其の知らざる所は、默如たり。
り、わか、ひと、ころ、ぁ と。樂廣は性冲約にして、物と・競ふ無し。談論する每に、約言を以いがくくわう せいちうゃく もの きそ な だんろん ごと やくげん 集4 もつ 必ず先づ其の長ずる所を稱す。則ち短なる所は、かならまでもなりところしようしまないたんところ

居が「ちゃっぱ」といって、「おります」といって、「おります」という。 同」と答へしにより官を得たれば三語の掾と云ふなり。

此の如き兒。

簡短なる言。

晉書には王尼に作る。

任は物の自然に任す也。 放は其の心を縱にして制せざる也。

其の子謙之 闚 ひ、而して聲を厲まして其の父 の字を呼びて曰はく、そ こけんしうかが しか こゑ はげ そ ちち カ あざな よ い

『彦國、年老いては、爾るを爲すを得ず』

ځ 飲む。掌酒者 の縛する所と爲る。明旦、之を視れば、乃ち畢吏部の ukesolgule #3 ばく ところ な みやうたん これ み すなは ひつり ぶ 輔之、歡笑し、呼び入れて共に飲む。畢卓、嘗て吏部郎と爲る。

はし、くわんせう よ い とも の ひったく かつ り ぶらう な 樂廣、聞きて之を笑つて日はく、
がくくわう き これ わら い

『名教の內に、 自 ら樂地有り。何ぞ 必 ずしも 乃ち爾せん』 めいけう うち おのづか らくち あ なん かなら すなは しか

ک 4 °

初め、何晏等、老莊を祖述して論を立て、以爲へらく、はじ かあんら らうきう そじゅつ ろん た おも

以て化生し、賢者、恃みて以て德を成す。故に無の・用たる、
もっ くわせい けんしゃ たの もっ とく な ゆゑ む よう 『天地萬物は、皆、無を以て本と爲す。無なる者は、物を開きてんちばんぶつ みな む もつ もと な む もの もの ひら 爵無くして而も貴し』 しゃくな 務を成し、往くとして存せざる無き者なり。陰陽、恃みてっとめなり。

を以て美と爲し、 と。王衍の徒、皆、之を愛重す。是に由りて、朝廷の士大夫、皆、浮誕しゃうえん」と、みな、これ、あいちょう。 これ ょ てうてい したいふ みな ふたん 職業を弛廢す。裴頠、崇有論を著し、以て其の蔽をしょくげふ しはい はいき しういうろん あらは もつ そ へい

#2 近き也。

#3 酒の事を掌る人なり。

晉書樂廣傳に據るに、 廣の此の言は、 裸體の者の爲めに發す。 卓と相關せざるなり。

^{#1} 卽ち輔之なり。

實 の賢を卑しとす。人情の徇ふ所、名利、之に從ふ。じつ #4 けん ひく にんじゃう したが ところ めいり これ したが 是に於て、文なる者は其の辭を衍べ、、訥なる者は其の旨こと、まい、 ぶん もの そ じ の #5 とつ もの そ むね 此の心に異なる者有りと雖も、辭、濟すを獲ず、習ふ所 惑はすに足る。衆聽、焉に眩ひ、其の成說に溺る。 頗る・まど た しゅちゃう これ まよ そ せいせつ おぼ すこぶ 無の義は檢し難し。辯巧の文は悅ぶ可く、似象の言はむできませんがた。べんから、ぶん、よろこ、べ、じしやら#2 げん 列ね、盛んに空無の美を陳ぶ。形器の累は徴 有り、空っら きか くうむ び の けいき わづらひ ちょう あ くう 『夫れ利欲は損す可けれども、而も未だ有を絶つ可からざるな。~゜ヮょ~~~~ るに職とする所を親しまざる、之を雅遠と謂ひ、 務を薄んじ、功利の用を賤しみ、浮游の業を高しとし、經でとめ、すり、こうり、よう、いや、 あいう げふ たか けい に屈す。因つて謂へらく、虚無の理は、誠・に蓋ふ可かくっぱっょ。 るなり。蓋し高談の具を飾爲する者有り、深く有形の累、 事務は節す可けれども、而も未だ全く無くす可からざじむ。せつ、 身を奉ず

證驗なり。

似て非なるをいふなり。

遂に習俗と爲れる虚無の說に屈せらるるを言ふ。 辭、其の意を通ずるを得ざるなり。有を崇ぶ者、 其の意を通ずることを得ず、

經世の實用あるなり

敷衍する也。

謂つて有に非ずとす可からざるなり。是を以て、重淵のいいのいった。 すいき から べ 然して心を謂つて無と爲す可からざるなり。匠は器に非ざしか、ころいいないないべい り。心は事に非ざるなり。而も事を制するは必ず心に由る。 既に有るの衆を治むるは、無爲の能く脩むる所に非ざるなまで、ぁ・・レラ・ セキ るなり。而も器を制するは、必ず匠に須つ。然して匠を するの有を養ふは、無用の能く全くする所に非ざるなり。 爲す。 則ち無は是れ有の遺つる。 所なり。故に旣に化

な #5 すなは む こ いう す ところ ゆゑ すで くわ 生ずと雖も、然れども(既二)生ずるや有を以て己が分としゃう いくど しか きに至り、士行又虧けたり。夫れ萬物の・形有る者は、無にいた しかうまたか モーばんぶつ かたちぁ もの む の級 を混す。 甚 だしき者は、裸裎 褻慢至らざる 所 無 きふ *3 みだ はなば もの らてい #4 せつまんいた ところ な 禮に悖り、容止の表 を忽せにし、長幼の序を瀆し、貴賤ホヒぃ もと ょうし ヘゥサ2 ゅるが ちゃうえう じょ けが きせん 彌を以て陵遲す。 放いいいいょいょいょいょ りょうち ほしいまま るに其の廉操を散ずる、之を曠達と謂ふ。故に砥礪 の風、 *®を収めんと欲するは、 なる者は斯れに因り、或は吉凶の
ま もの こ よ あるひ きっきょう 偃息の能く獲る所に非ざるなり。

節を砥ぎ行を礪くをいふ。

儀表。

^{#3} 等級。混は混亂する也。

體を露はす也。

^{*5} 物の未だ生ぜざるときは、 有無未だ分れざれども、 旣に生ずるときは、

棄つる也。

[#] 深淵なり。

魚類。

高墉の禽 を隕すは、靜拱の能く捷つ所に非ざるなり。此からよう きん #1 おと せいきょう ょ か ところ あら これ

るの羣生に益あらんや』

೬ 然れども習俗已に成り、顔の論も、 亦、救ふ能はざるなり。

*** すく あた

五ご 歳い 拓跋猗屯、たくばついた 降附する者三十餘國。 漢を度りて北巡し、
ばく ゎた ほくじゅん 因つて西して諸國を略す。 積むこと

二九八年・戊午

八年、春三月壬戌 、天下に赦す。

初め張魯、漢中に在るや、はじ、ちゃうろ、かんちう あ 賓の人李氏、巴西の宕渠 *4 より、往きて之

高きかきねの上に居る鳥。

月がある。 元康八年三月十九日・壬戌は、二九八年四月十七日。 なおこの年は六月の後に閏六

元康八年九月は、二九八年十月二十二日から二九八年十一月二十日まで。

縣の名。故城は今の四川省東川道渠縣の東北に在り。

たり。 乏する者有れば、特兄弟常に之を營護振救す。是に由りて、衆の心を得ばふ ものあ とくけいていつね これ えいごしんきう これ ょ しう こころ え 多く之に附く。齊萬年が反するに及びて、關中荐に饑う。略陽・天水
ぉょ これ っ せいまんねん はん およ くれんちうしきり う りゃくくやう てんすね 歸す。拜して將軍と爲す。略陽の北土に遷る。 議許さず、侍御史李苾を遣はし、節を持して慰勞し、且つ之を監察せしぎゅる じぎょしりひつ っか せつ ぢ あらう か これ かんさつ の六郡の民、流移して穀に就き、漢川に入る者數萬家。道路に、疾病窺っくぐん たみ りうい こく つ かんせん い ものすうまんか だうろ しつべいきう の孫特・・庠・流、皆、材武有り、騎射を善くし、性任俠なり。まごとく に依る。魏の武帝、漢中に克つや *1 *2、李氏、五 百 餘家を將ゐて之に ょ ぎ ぎてい かんちう か *1 *2、 りし ごひゃくょか ひき これ (流民ヲシテ) 劒閣に入らしめざらんとす。苾、漢中に至り、流民の
ゖんかく い 流民、漢中に至り、上書して・巴蜀に寄食せんことを求む。朝りうみん かんちう いた じゃうしょ はしよく きしよく 號して巴氏と日ふ。其

『流民十萬餘口、漢中一郡の能く振贍する所に非ず。 儲有り、人復た豐稔なり。宜しく 食 に就かしむべし』
ちょぁ ひとま ほうじん よろ しよく っ 蜀 に 倉

朝でうてい 李りとく 之に從ふ。是に由りて、散じて梁・益に在り、禁止す可からこれ したが これ ょ さん りゃう えき ぁ きんし べ 劒閣に至り、 太息して日はく、

『劉禪は、此の如きの地を有ちて、 人に面縛せらる。 豈 に 庸

才 4 に非ずや』

魏の武帝、 漢中に克つこと、 六十八卷漢の獻帝建安二十年に見ゆ。

ンクしておいた。 「魏の武帝、 漢中に克つこと」 は六十七卷のことだと思われるので、 六十七卷にリ

児庸の才。

と。聞く者、之を異とす。

容 驕貴 "にして、師老いて功無しと。 乃ち孟 觀 を薦め、沈毅にしょう #1 けうき #2 大に戦ふこと十數たび、皆、之を破る。 て文武の才用有りといひ、齊萬年を討たしむ。 觀身づから矢石に當り、 ぶんぶ さいようあ しせき あた 張 華・陳 準 、以へらく、趙王・梁 王、相繼いで 關 中に在り、皆、雍 ちゃうくゎ ちんじゅん ぉも てっゎう りゃうねう あひっ くゎんちう ぁ みな ょうちゃうくわ

¹和緩自得の貌。

#2 貴きを以て自ら驕る也。